

泉佐野市印刷物等広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市が発行又は発送する封筒、広報紙、リーフレットその他広告媒体として活用が可能な印刷物（以下「印刷物等」という。）に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 印刷物等に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 市の印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類似する業種
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するものおそれがあるもの
- (5) ギャンブルその他投機心、射幸心をそそるもの
- (6) 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- (7) 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (8) 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- (9) 封筒等の通知先に不快感又は誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 暴力団・暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
- (11) その他市長が印刷物等に掲載することが不適当と認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載料等は、印刷物等の種類ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、市が業務委託する広告代理店を介して行う。ただし、市長が広告代理店を介する必要がないと認める印刷物等は直接募集するものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、所定の申込書に掲載しようとする広告の案、並びに暴力団排除に関する誓約書を添えて、市が業務委託する広告代理店に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 広告代理店から前条の広告の案が提出されたときは、広告掲載の対象となる印刷物等を所管する課等の長は、第2条の基準により審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 前項の決定を行う場合において疑義が生じたときは、印刷物等を所管する課等の長は、関係課に協議するものとし、協議の結果、必要があると認めるときは、次条の広告掲載審査委員会に審査を要求することができる。

- 3 第1項の決定をしたときは、速やかに広告代理店に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付することができる。
- 4 印刷物等を所管する課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の決定を取り消すことができる。
 - (1) 印刷物等の編集又は事務執行に支障があるとき
 - (2) 印刷物等の印刷の延期又は変更があるとき
 - (3) 広告掲載希望者が第2条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(広告掲載審査委員会)

第7条 印刷物等への広告掲載を適正に実施するため、広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、市長公室長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、総務部長、自治振興課長、政策推進課長、行財政管理課長、まちの活性課長、契約検査課長、人権推進課長をもって充てる。
- 4 委員会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) この要綱及び広告掲載の基準の細目に関すること。
 - (2) 前条第2項の要求に対する審査に関すること。
 - (3) 広告掲載の契約に関すること。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、行財政管理課において行う。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告代理店は、広告主との契約内容がわかる書類を添えて、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主等の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主及び広告代理店が負うものとする。

- 2 広告掲載原稿の作成費用は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 第6条第4項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、これを還付するものとする。この場合において、市は広告主及び広告代理店に生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

- 2 広告掲載により発生した広告主及び広告代理店の損害については、市は賠償の責任を一切負わな

いものとする。

- 3 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、市は賠償の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。